

# 長万部町の国民保護 No. 2

先月号でお知らせしました「長万部町国民保護計画」の2回目として、今回は第2編と第3編の中で特に「住民の避難措置」の部分を中心にお知らせします。

## ★第2編 平素からの備えや予防

第2編は4章構成で、武力攻撃事態等が発生した時、前号でお知らせした国民保護措置等を的確かつ迅速に行えるよう、平素からどの様に取り組むのかを記載しています。

### ①組織・体制の整備等

初動対応に万全を期し、適切な措置を講じるための職員の参集基準や武力攻撃災害時における24時間即応可能体制の確立、また、関係機関との連絡体制の整備や通信の確保、情報収集・提供等の体制整備を進めていきます。

### ②避難、救援及び武力攻撃災害への対応に関する平素からの備え

高齢者、障がい者等災害時要援護者に配慮した避難支援体制の整備を進めていきます。

### ③物資及び資材の備蓄、整備

国民保護措置に必要な備蓄又は調達体制を整備していきます。

### ④国民保護に関する啓発

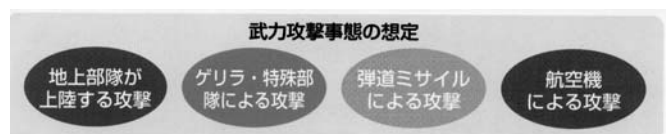
国民保護の意義や仕組みについて、広く町民の皆さんに国民保護に関する啓発を行っていきます。

## ★第3編 武力攻撃事態等への対応

第3編は11章構成で、本計画の中核をなすべき内容で構成されています。武力攻撃事態等が発生した際における本町の対応全般について記載されており、特にその中で大事な「住民の避難」について詳しく説明し、次号では同じ第3編から「救援」について説明します。

### 【武力攻撃事態等とは？】

我が国に対して外国から武力攻撃が行われた場合、あるいは、武力攻撃に至ってはいないが事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態を言います。具体的には次のような事態を想定しています。



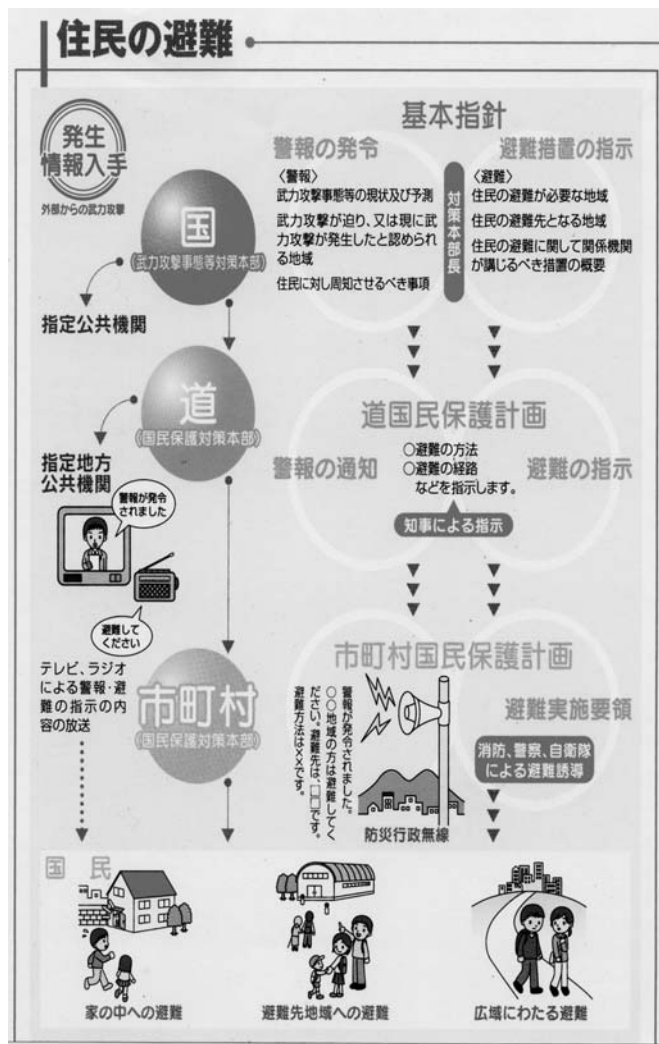
### 【住民の避難措置とは？】

この様な、武力攻撃事態等になった時は、国から警報が発令されます。国が避難の必要があると認めた場合は、避難措置の実施について都道府県知事に指示を行います。指示を受けた都道府県知事は、市町村長を経由して住民に対し避難の指示を行います。

それを受けた市町村長は、避難実施要領に従い、速やかに住民の避難誘導を開始します。

但し、町長は武力攻撃災害が発生した場合において、その緊急性等を勘案し、目前の危機を一時的に避ける為に、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、住民に対し「退避の指示」を行い、同時に「警戒区域の設定」をし、一時的に立入制限区域を設ける事が認められています。

次の表が、避難に関する情報伝達の図式です。



ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

ホームページのアドレスは「<http://www.town.oshamambe.lg.jp>」です。

【問い合わせ先】総務課総務グループ (☎2-2451)